

1, まちづくり総合戦略室設置条例(案)について

条例の概要

昨年末に国で閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、人口減少の克服、地方創生の推進など喫緊の課題を抱え、全力でこの課題に取り組み、今金町総合計画（後期計画）との整合性及び行政改革の視点を持ちながら、その実現に向けた重点施策を強力に推し進めるため組織に新たに『室』を設置する。

(1) 条例の規定内容

(室の設置)

第1条 地方自治法第158条第1項の規定に基づき、まちづくり総合戦略室を置く。

(室の所掌事務)

第2条 戦略室の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地方版総合戦略の策定及び総合調整に関すること。
- (2) 総合計画及び政策推進に関すること。
- (3) 行政改革推進に関すること。

附 則 平成27年7月1日から施行する。

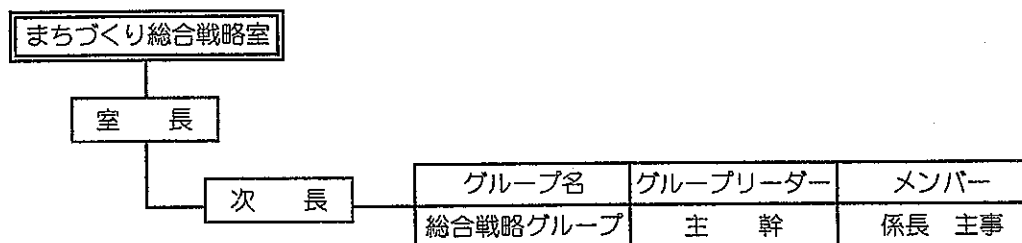
(2) 規則(案)の規定内容

(グループの設置)

第1条 グループの設置及び名称 ⇒ 総合戦略グループ

第2条 グループの所掌事務 ⇒ 1 地方版総合戦略の策定及び総合調整に関すること。
2 総合計画及び政策推進に関すること。
3 行政改革推進に関すること。

第3条 役職規定(職名) ⇒ 室長、次長、主幹、係長等
ただし、役職、職については、必要に応じて置くものとする。



附 則 平成27年7月1日から施行する。